

公 示 送 達 書

令和8年10月1日

下記の書類は北海道労働局総務部労働保険徴収課に保管してありますから来課の上受領してください。

北海道労働局長 村松 達也



書類の送達を受けるべき者	住 所	札幌市白石区北郷7条3丁目9-3	氏 名	井上興業 井上 智之
送達する書類名	労働保険料の差押えについて			
(注 意) 国税通則法第14条第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。				